

令和5年度第13回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年3月11日（月）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 令和6年度銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金について

議案第5号 農地法第52条の規定による情報の提供等について

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第7号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

4 出席者（在任委員26名中24名）内農業委員出席14名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	欠 席	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	欠 席	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号5番藤ヶ崎 勘兵衛委員・25番早船 徳治委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

午後3時30分開会

議 長 それではただいまより、令和５年度第１３回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号５番藤ヶ崎 勘兵衛委員・２５番早船 徳治委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

 会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

 （異議なし）

議 長 全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

 議席番号２番 加瀬 明委員

 議席番号６番 信太 庄一郎委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

 農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

 それでは、議事に入ります。

 議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

 （事務局朗読）

議 長 事務局の朗読が終わりました。

 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

 議案第１号の１

〇〇委員 それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は南小川町１８１０番１、登記簿地目畑、現況畑、地積１１１㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、南小川町県立銚子高校の坂下から裏門に向かい３００ｍ進んだ右側で、現在はロータリーがかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作することが困難なためです。譲受人は、自己の所有する畑に隣接するため、申請地を取得することにより作業効率が良く

なります。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町1231番、登記簿地目畑、現況畑、地積598㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道126号線を旭方面に向かい小浜町カマタストアーを左折し、800m進み左折し、300m進んだ左側です。現在はダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作することが困難なため、農業経営の規模縮小です。譲受人は、自己の所有する畑に隣接するため、申請地を取得することにより作業効率が良くなり経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終

	わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員着席)
議 長	順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
〇〇委員	議案第 1 号の 3 それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町 7 0 0 5 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 1 4 2 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に向かい小浜町カマタストアーを左折し、8 0 0 m 進み左折し、5 0 0 m 進んだ右側です。現在はダイコンの作付けがされてきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作することが困難なため、農業経営の規模縮小です。譲受人は、自己の所有する畑に隣接するため、申請地を取得することにより作業効率が良くなり経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 4
〇〇委員	それでは、順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は三宅町 2 丁目 1 3 2 1 番 1 2、登記簿地目畑、現況畑、地積 7 4 3 m²です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し県道飯岡松岸停車場線三宅町熊野神社のところを右折し 1 0 0 m 進み、T 字路を左折し 2 0 m 進んだ左側です。現在はダイコンの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢であり耕作できないためです。譲受人は農業の規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 1 号の 5
〇〇委員	それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇

○です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は笠上町5614番、登記簿地目田、現況田、地積76㎡外58筆、合計5,937㎡です。申請地は、農業振興地域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、市役所北側道路を海岸沿いに犬吠埼方面に進み、笠上町ちばこうバス停「とんび岩」の右側で、現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人が経営規模を縮小のため、譲受人は新規に就農し、有機牧草を栽培したいためとのことです。

なお、本件については、3月4日の調査会前に譲受人である 〇〇〇〇氏においていただき、第3調査区委員により聞き取り調査をしました。具体的な営農計画等について確認し、また、意欲的に営農に取り組むこと、周辺農地への影響はないことを確認しました。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

何を、耕作する予定なのか。

事務局

有機牧草を作る予定です。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第5条の規定に

よる転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は野尻町73番1、登記簿地目田、現況田、地積783㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、野尻町旧西部支所から290m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなくJR椎柴駅から300m以内のため第3種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル126枚台を設置する予定で、工期としては令和6年許可日から令和6年8月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長塚町5丁目1386番、登記簿地目田、現況畑、地積992㎡です。申請の用途は、建売分譲3区画用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい西中学校のところを

左折し、踏切を渡り 200m 先を右折し、200m 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、戸建て3棟291.60㎡を建設予定で、工期としては令和6年4月22日から令和6年11月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し新設側溝へ放流します。雨水は、新設側溝へ放流します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位3番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の3

〇〇委員

それでは、順位3番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、新町1222番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,995㎡外3筆合計地積7,272㎡です。申請の用途は、豚舎用地です。申請地の場所は、国道126号線を旭方面に向かい、親田町桑田商店の信号を右折し、JAの営農センターから1Km先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断しま

す。転用計画につきましては、豚舎 6 棟を建設する予定で、工期としては令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、豚舎内には「おが粉」を敷き詰め、その「おが粉」に糞尿を吸着させ、定期的にその「おが粉」を交換するため、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 4

〇〇委員

それでは、順位 4 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、野尻町 3 4 1 番、登記簿地目田、現況田、地積 3 7 0 m²です。申請の用途は、貸駐車場 3 台用地です。申請地の場所は、旧銚子 6 中から野尻踏切を渡り左折し、1 3 0 m 進んだ右角です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく J R 椎柴駅から 3 0 0 m 以内のため第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、車庫 1 棟を建設予定で、工期としては令和 6 年 4 月 2 0 日から令和 6 年 6 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありません。

るので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 5

〇〇委員

それでは、順位 5 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、西小川町 4 8 0 5 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 4 3 3 ㎡です。申請の用途は、資材置場用地です。申請地の場所は、西小川町スポーツコミセンから名洗方面に 2 0 0 m ほど向かい旧清掃センターの先を右折し 3 0 m 先の右側です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、資材置場として使用する予定で、工期としては令和 6 年 4 月 2 0 日から令和 6 年 5 月 1 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 6
〇〇委員	順位 6 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇(持分 1/3)外 1 名です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は愛宕町 3 2 2 6、登記簿地目畑、現況畑、地積 4 6 6 m²です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道外川港線を外川から観音方面に向かい、愛宕町セブンイレブンの 5 0 m 先を右折し、3 0 0 m 進み三叉路の左側の角地です。現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されおり、第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅木造平屋建建築面積 1 1 8 . 8 6 m²です。工期としては令和 6 年 5 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの予定です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。汚水・雑排水については、市下水道により処理します。雨水は、側溝へ放流します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。理由書が添付されておりますので読み上げます。理由書 この度の農地転用許可申請にあたりまして、昭和 4 4 年に事業用地として農地転用許可を受けましたが、その後地目変更登記もせず月日が経過してしまいました。今回専用住宅を新築することになり申請することになりました。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)

議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 7 番と 8 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 7・8
〇〇委員	それでは、順位 7 番と 8 番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外 1 名です。申請の地番、地積は、芦崎町 1 3 8 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 6 2 5 ㎡外 1 筆合計地積 1, 1 8 1 ㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町ヤックスの先 2 0 0 m を右折し 1 5 0 m 進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 9 2 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 4 月 2 0 日から令和 6 年 5 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 9 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 9
〇〇委員	それでは、順位 9 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、芦崎町 1 4 2 番、登記簿地目田、現況田、地積 4 0 3 ㎡です。申請の用途は、資材置場用地です。申請地の場所は、順位 7 ・ 8 番の西側で、現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、資材置場 4 0 3 ㎡を設置する予定で、工期としては令和 6 年 4 月 2 0 日から令和 6 年 5 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 1 0 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 2 号の 1 0
〇〇委員	それでは、順位 1 0 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人

は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町481番、登記簿地目田、現況田、地積1,219㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、森戸町の信号を左折し、JRの踏切を渡り20m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル168枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年4月20日から令和6年5月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位11番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の11

〇〇委員

それでは、順位11番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、長山町1894番5、登記簿地目田、現況田、地積118㎡外3筆合計地積1,143㎡です。申請の用途は、再生事業工場用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向

かい、かもめ大橋から県道銚子海上線を旭方面に向かい、長山町の坂の途中を右折したところです。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、再生事業工場全体計画25,692.80㎡のうち1,143㎡です。工期としては転用済です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。始末書 私たちは今般農地を転用すべく申請いたしましたが、当該地近辺は以前より数回の転用申請を重ね、その都度許可を得て譲受人に対し、再生事業工場用地として賃貸借をしておりました。しかし、その中で数筆の申請が洩れており、双方とも気づかぬまま再生事業工場用地として使用を続けておりました。これらは農地法に違反した行為であり真に申し訳ありません。今後はこのような行為はいたしません。何卒寛大なご処置をいただきたくここに本始末書を差し入れます。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員
事務局

始末書が添付されているが、どれくらいの期間転用済であったのか。

当初の転用許可は、平成18年頃であり、その後拡大したと思われる。本件の場所がいつごろからかは、不明です。

〇〇委員

20年位前からこの状態だと思う。谷津田を埋めたと思う。ただ復旧するのは無理だと思う。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 3 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 4 番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。 議案第 3 号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位 1 番から 4 番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 3 名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外 3 名。 申請の地番・地積は、芦崎町 1 1 1 3 番 1 登記簿地目田、現況田、地積 9 4 0 m²外田 3 筆 畑 3 筆、合計地積 1 1, 2 8 3 m²です。その内容ですが、順位 1 番は、新規に 3 年の賃借権を設定しようとするもので、田 1 筆、地積が 9 4 0 m²です。順位 2 番から 3 番は、新規に 1 0 年の賃借権を設定しようとするもので、畑 3 筆、合計地積が 7, 2 7 1 m²です。最後に順位 4 番は、継続して 3 年の賃借権を設定しようとするもので、田 3 筆、合計地積が 3, 0 7 2 m²です。以上順位 1 番から 4 番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 4 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第 4 号

事務局

それでは、議案第 4 号、令和 6 年度「銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金」について、ご説明いたします。

初めに設定の『趣旨』を申し上げます。

農業従事者の減少や兼業化が進行しており、その反面、大型農業機械の導入や、農地の借入、購入、農作業受託による大規模経営も増加しております。こうした中で、規模拡大を図る手段として、農作業の部分受託や全面受託による規模拡大が増え、このことは、農業機械の効率利用ということからも、今後とも増えることが予想されます。

このように、今後とも増えるであろう農作業受託において、農業機械による受託料金等を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要と考えられることから、標準労働賃金等を農業委員会において設定するものです。適用は 4 月 1 日からとなります。

なお、金額の増減等は千葉県農業会議が作成した「令和 6 年度地域別農作業別標準賃金及び機械による標準農作業料金」を基に、委員の皆様のご意見をお伺いし決定します。

では内容の説明に入ります。議案書別冊 1 の 1 枚目をご覧ください。上段に千葉県農業会議決定額を項目ごとに、その下の欄に、本市農業委員会原案、また、参考として、別表に令和 5 年度の決定額を掲載してございます。

まず、千葉県農業会議の決定額ですが、表の見方としましては、上段の括弧内の数字が前年度より上昇した額です。また、今回は下降したものはありませんでした。

標準額の中の『農作業賃金』は県下の 10 箇所の農業事務所単位に、また『機械による標準農作業料金』は千葉県下一本で設定されております。

今回の『農作業賃金』ですが、水田作業、畑作業ともに増額となりました。また、『機械による標準農作業料金』も全て増額となっています。

次に、本市の原案でございますが、従来から千葉県農業会議の決定額を基本に作成しているため、今回も同様とし、本市の標準額としましては、

県農業会議の決定額の中で前年と変動があった項目について、変動額をそのまま銚子市農作業別標準農業賃金及び標準農作業料金にスライドさせています。

今回、千葉県農業会議の決定額で変動があったものは、水田作業田植え、稲刈りともに500円の増、畑作業も500円の増、トラクターでの水田耕起が400円の増、耕耘機での水田耕起が310円の増、トラクターでの水田代かきが500円の増、耕耘機での水田代かきが320円の増、畦塗りが3円の増、田植機での植付けが400円の増、バインダーでの刈取りが340円の増、ハーベスターでの脱穀が310円の増、コンバインでの刈取脱穀が1,100円の増、乾燥調製が300円の増、育苗が40円の増となっております。

標準農業賃金については、前年の地域の農業労働賃金を基に各地域の主要産業の恒常的賃金や各業種のパート賃金、地区内における大工や左官などの農外賃金などの上昇率を勘案し設定されています。いずれの職種においても、賃金が増しているため標準農業賃金も上昇したものです。

また、農業機械による標準作業料金については、使用する農業機械の平均価格や1反部当たりの労働賃金、燃料費などを基に算出されております。全ての作業料金が上昇している主な理由は、物価高騰などにより農業機械の価格が増しているためです。

本市においてもそれぞれ同じ作業を、同じ額増額いたします。また、トラクターでの畑耕起は、水田耕起を準用していますので、トラクターでの水田耕起と同じ金額となっております。

なお、次頁には、過去5年分、平成31年度からの本市及び千葉県農業会議の決定額の比較表を添付してございますので、参考までにご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部会
長

本件につきましては、3月4日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長	ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
〇〇委員	乾燥調製の欄で、備考欄にもみすり料金について書いてあるが、昨年度のもみすり料金はいくらだったか。
事務局	令和５年度は６４０円でした。
〇〇委員	この料金の表記方法について、もう少し強調できないか。
事務局	統一様式のためできません。
〇〇委員	農業会議の決定額との差はどうしてか。
事務局	銚子市農業委員会の決定方法は、千葉県農業会議の決定額の変更した金額についてプラス、マイナスしますので、どうしても差が出てしまいます。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はありませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第５号 それでは、議案第５号についてご説明いたします。 本議案は、農地法第５２条で「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。なお、賃借料情報の作成基準は全国農業会議所の「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき、令和５年１月～令和５年１２月分の賃借料の実績をもとに田、畑それぞれの最高額、最低額、平均額を算出いたしました。また、金額は算出結果を四捨五入し１００円単位とし、現物支給の場合は、米６０kgを１３，０００円として換算しております。なお

	米の換算数値は、農地中間管理機構が借り受けている農地の米価資料の提供を受け算出しております。 賃借料の金額ですが、田の最高額が１８，１００円で昨年と比較すると２，８００円の増となります。次に最低額は４，９００円で、昨年より８００円の増となります。次に平均額ですが１１，８００円で、昨年より５，１００円の増となります。算出したデータ数は５８件です。 次は畑ですが、最高額が７６，４００円で昨年より２２，４００円の増です。最低額は６，７００円で昨年より１，９００円の減です。つぎに平均額ですが２４，５００円で昨年より１，２００円の減となっております。算出したデータ数は２１３件です。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。
農政部会長	本件につきましては、３月４日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。
議 長	ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
〇〇委員	この表は、東総用水の入っているところか。
事務局	用水のある・なしではなく、農地すべてです。
〇〇委員	使用貸借権設定は入っていないですね。
事務局	入っていません。
〇〇委員	公表するのか。
事務局	農業委員会だよりや、ホームページで公表します。
議 長	ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第6号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議長 事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第6号

事務局 それでは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について、ご説明いたします。

初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積及び新規参入の促進が、農業委員会の重大な責務として、位置づけられました。これらを踏まえて、同法第7条第1項の規定により、各農業委員会が推進するための指針を策定することになり、当農業委員会においては、平成30年3月を現状として策定いたしました。

この指針は、令和6年3月までの目標を定めたものでありますので、本総会で新たな指針を策定するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。指針を修正するにあたり、全体的に文章、用語の見直しを行いました。

まず、1ページをご覧ください。「第1 基本的な考え方」です。農業委員と推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地の利用の最適化が一体的に進んでいくように、課題に対して目標を定め、積極的に推進することを宣言し、地域計画に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整が必要である旨記載してあります。「地域計画」より後ろの（ ）書き部分については削除いたします。この指針は、10年後に目指す農地の状況等を示すもので、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しをしていくことになります。また、単年度の具体的な活動については、この後の議案7号「最適化活動の目標の設定等」のとおりとなります。

続いて、2ページをご覧ください。「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」の「1 遊休農地の発生防・解消について」を説明します。

(1) 遊休農地の解消目標についてです。管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積に遊休農地面積を加えたものを農地面積と

しています。現状は、今年度、委員の皆様と行った利用状況調査の結果から、遊休農地の面積405ha、遊休農地の割合が13.85%となりました。また、本年度の利用状況調査により解消した遊休農地面積が4.9haであることから、年間5haの解消を目指し、3年後と10年後の目標を定めました。

続いて、(2) 遊休農地解消に向けた具体的な推進方法です。「利用状況調査」、「利用意向調査」の実施方法や、利用意向調査の結果を速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映するなど、農地台帳の正確な記録の確保と好評の迅速化を図ります。また、状況や今後の利用の可否などを考慮したうえで、非農地判断を行うとしています。3ページをお開きください。

(3) に評価方法を記載してあります。

次に、「2 担い手への農地利用集積・集約化について」です。

担い手、つまり認定農業者など「地域計画」で位置づけられた地域の中心となる経営体に対して、売買や貸し借りなどで農地を集約していこうとするものです。この項目の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（遊休農地ではない作付けが行われている農地）を農地面積としています。(1) 担い手への農地利用集積目標は、現状を今年度末の集積面積、集積率とし、10年後の目標を銚子市が定める基本構想の中の目標である67%としています。また、3年後の目標は、現状から10年後の目標までの10分の1増加するようにいたしました。(2) 担い手への農地の利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、銚子市や中間管理機構と連携し「地域計画」の作成・見直し、中間管理事業などを活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえマッチングを行うとしました。(3) には、評価方法を記載してあります。

4ページに移ります「3 新規参入の促進について」です。(1) は、この後協議する「最適化活動の目標の設定等」で、新規参入の単年度目標の5.2haを目標としています。(2) 具体的な取り組み方法として、銚子市、千葉県、JAなどと連携し、就農希望者へ情報提供を行い、また、農業委員・推進委員の日常的な最適化活動により、新たな担い手の掘り起こしを図ってまいります。(3) には、評価方法を記載してあります。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割

	この項目は、「地域計画」の中での農業委員会の役割を明記したものとなっております。説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。
	この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。
農政部会 長	本件につきましては、3月4日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。
議 長	ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。
	本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	議案第7号を議題といたします。事務局に朗読を願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。
	議案第7号
事務局	初めに作成の『趣旨』を申し上げます。農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされている。この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされています。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。
	このことから、各農業委員会は毎年「最適化活動の目標の設定等」を作成し、その点検と評価を行うこととされているため、今年度も市農産課等

の協力を得ながら、別添のとおり令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）を作成いたしました。

令和6年度最適化活動の目標の設定等の、主なものについてご説明いたします。それでは、1ページをご覧ください。農業委員会の状況について、農家数・経営体数・農業者数の数値については、2020農林業センサスの数値を用いております。認定農業者等の部分は農産課からデータ提供を受けたものです。また、耕地面積については令和4年度の耕地及び作付面積統計の数値を用いております。2ページをご覧ください。最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、課題としては、特に水田での遊休農地が増加しており、それらの農地の受入れ先となる担い手の育成・確保、さらに農地中間管理機構や農用地利用集積の制度や周知を図ることが必要なことです。また、令和15年度までの集積率の目標が、千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で定められている60%となっていますので、当市でも令和6年度末の目標を60.0%に設定します。また、新規集積面積の目標は、30haとし、全体の集積面積の目標を1,512.0haとしました。

次に(2)遊休農地の解消についてです。課題として「谷津田等で農業生産が困難な農地を中心として、遊休農地が年々増加しており、今後も継続して遊休農地の発生防止及び解消に向けた呼びかけ、指導を行っていかねばならない」としました。令和5年度の遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が405haで、令和4年度から18ha増加しました。また、そのすべてが緑区分となっております。1号遊休農地とは、現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地に該当するものです。緑区分とは、1号遊休農地の内、草刈等で直ちに耕作可能な農地のことです。黄色区分とは、基盤整備等の条件整備が必要な農地のことです。緑区分の解消目標面積は、令和3年度の緑区分の遊休農地面積を5年間で解消することとなっていますので、令和3年度の緑区分の遊休農地面積377haの5分の1となる75haの解消を目標とします。また前年度に新規発生をした緑区分の遊休農地の解消目標面積は、当該年度に全てを解消することを目標とすることとなっているため、令和5年に新規発生した遊休農地面積26.4haの解消を目標面積とします。なお、令和6年度について

ても8月から10月にかけて農業委員及び推進委員の皆様と事務局職員等で調査を行う予定です。3ページをお開きください。新規参入の促進についてです。過去3年の新規参入者の状況を記載しております。課題としましては、営農条件の良い農地は既に担い手へ集約されつつあり、新規就農者等への農地のあつせんが厳しい状況にあるため、有効な農地情報の集約・提供が課題となっています。目標は、令和2年度から4年度の権利移動面積の平均を目標にすることとなっているため、5.2haで設定をしました。

続いて最適化活動の活動目標です。1人当たりの月の活動目標日数は、10日としました。また、9月10月11月を活動強化月間と位置づけ、遊休農地の解消や農地の集積を推進します。

最後に、年に1回は新規参入相談会へ参加し、新規参入の促進を推進します。以上で令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

この議案につきましては、農政部会で審議されていますので、農政部長にその審議結果についてご報告をお願いします。

農政部長 本件につきましては、3月4日に開催されました農政部会におきまして、慎重審議いたしました結果、全会一致で原案のとおり決定いたしました。以上です。

議 長 ただいまの事務局説明及び農政部会長の報告に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について決定することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。議案書の11ページから13ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長 以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和5

年度第13回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦劳様でした。

午後5時15分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員